

山形県 営業拠点県内移転支援事業費補助金

趣旨・目的

百貨店の破産手続きの開始に伴い、百貨店に入居しているテナント及び従業員の県内移転を支援するため、移転に伴う経費について支援します。

制度概要

【補助率（補助上限）】 事業費の1/2（上限25万円）

【補助対象期間】 令和2年1月27日～令和3年1月31日

【補助対象経費】

経費	内容
引越費用	引越業者又は運送業者へ支払う費用。事業者自ら引越しを行った場合は、運搬用車両の貸借料。
賃貸借費用	礼金、仲介手数料。（敷金、保証料等、将来事業者に返金される可能性のある費用は対象となりません。）
賃金等	百貨店退去前から継続して雇用している従業員の賃金及び法定福利費（休店期間を含む。移転に伴い新たに雇用した人員を除く。）

【注意】 同一の対象経費に、国または市町村から補助を受ける場合は対象となりません。

（参考）山形市の中心市街地エリア内への移転の場合は、店舗部分の施設整備に対する補助金（※）が受けられる場合があります。

※令和2年度山形市中心市街地新規出店者サポート事業費補助金

補助の要件

- （1）テナント移転や従業員の雇用維持のための事業であること。
- （2）令和2年1月26日時点で事業者が直接雇用していた従業員を継続雇用していること（有期、無期は問わない）。
- （3）移転先が県内であること。

※この他にも要件はあります。詳細は、山形県HPより、「令和元年度営業拠点県内移転支援事業費補助金交付要綱」をご覧ください。

お問い合わせ

山形県産業労働部中小企業振興課 経営支援担当
電話：023-630-2354、2290